

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第20号

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和元年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表第3（第14条関係）		別表第3（第14条関係）	
事由	期間、日数又は時間	事由	期間、日数又は時間
1～15 略		1～15 略	
16 配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日 後 8週間を経過する日までの期間にあるときにおいて、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員であつて12の(1)から(3)までのいずれかに該当するものがこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であ	略	16 配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にあるときにおいて、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員であつて12の(1)から(3)までのいずれかに該当するものがこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であ	略

改正前		改正後	
ると認められる場合		ると認められる場合	

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。